

## 南本牧ふ頭公有水面埋立地の確認及び町区域の変更

### 1 議案の概要

#### (1) 第 14 号議案

- ・内容 中区南本牧 7 番の 1 等地先公有水面埋立地の確認
- ・面積 13,704.55 m<sup>2</sup>
- ・根拠法令

##### ○地方自治法

第 9 条の 5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

##### ○神奈川県条例第 41 号「事務処理の特例に関する条例」

第 3 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

##### 別表（3 条関係）

1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	市町村
(1) 法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、市町村の区域内に新たに土地を確認した旨の届出を受理すること。	
(2) 法第 9 条の 5 第 2 項の規定により、市町村の区域内に新たに土地を生じたことを確認した旨を告示すること。	

#### 公有水面とは

海、河川、湖沼、その他の公共の用に供する水面又は水流で、その地盤が国の所有に属するものを言います。（公有水面埋立法第一条（大正 14 年 4 月 9 日法律第 57 号に規定）

#### 埋立地（陸地）と公有水面の境界

潮の干満の差がある水流、水面については、春分及び秋分における満潮位その他の水流、水面については最も高い水位を境界としています。（内務次官通達・発土第 35 号 大正 11 年 4 月 20 日による）

#### (2) 第 16 号議案

- ・内容 中区における町区域（南本牧）の変更
- ・根拠法令

##### ○地方自治法

第 260 条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

## 2 南本牧ふ頭建設事業の概要

### (1) 事業目的

- ・コンテナ貨物取扱量増加、コンテナ船大型化に対応する大水深・高規格コンテナターミナルの整備
- ・港湾物流の多様化に対応した総合物流拠点の形成
- ・市内から発生する公共建設発生土、廃棄物等の長期的・安定的受入れ

### (2) 土地利用計画

- ・全体面積 約 217ha
  - コンテナターミナルふ頭用地 120.8ha
    - ・バース延長 500m × 1バース 400m × 2バース 350m × 1バース
    - ・水深 -16m × 2バース -18m × 2バース
  - 港湾関連用地 82.8ha
    - ・コンテナ関連用地、倉庫用地、複合流通ターミナル用地
    - ・業務・福利厚生施設用地等 (うち、31.1haは、海面処分用地)
  - 緑地 4.2ha
  - 交通機能(道路)用地 9.4ha

### (3) 経過

- |               |                                     |                |
|---------------|-------------------------------------|----------------|
| ・昭和62年11月     | 港湾審議会(第121回計画部会)で南本牧ふ頭計画決定          |                |
| ・平成2年1月       | 南本牧ふ頭地区公有水面埋立免許取得                   |                |
| 2年2月          | 工事着手                                |                |
| 3年10月         | 第1ブロック埋立開始                          |                |
| 5年11月         | 第2ブロック廃棄物受入開始                       |                |
| 6年度           | 第3・5ブロック埋立開始                        |                |
| 8年10月         | 第1ブロックの一部埋立しゅん功※①                   |                |
| 9年11月         | 第3ブロックの一部埋立しゅん功※②                   |                |
| 11年5月         | 第3ブロック埋立しゅん功(一部は9年11月しゅん功※②)        |                |
| 12年3月         | 第1ブロック埋立しゅん功(一部は8年10月しゅん功※①)        |                |
| 13年4月         | 第1期(第1・第2コンテナターミナルを含む)供用開始          |                |
| 18年度          | 第4ブロック埋立開始                          |                |
| 19年10月        | 第4ブロックの国施工部分一部埋立承認                  |                |
| 24年5月         | 第4ブロックの一部、第5ブロックの一部埋立しゅん功           |                |
| 25年6月         | 第4ブロック(国施行区域の一部)しゅん功(0.77ha)        | } 25年12月市会     |
| 25年9月         | 第4ブロック(国施行区域の一部)しゅん功(3.87ha)        |                |
| <b>26年12月</b> | <b>第4ブロック(国施行区域の一部)しゅん功(1.37ha)</b> | <b>27年5月市会</b> |
| 27年4月         | 第3コンテナターミナル(MC-3)供用開始               |                |

#### (4) 当該土地の概要

- ・場所 中区南本牧7番の1等地先公有水面埋立地
- ・用途 ふ頭用地
- ・しゅん功面積 13,704.55 m<sup>2</sup>
- ・施行者 国土交通省
- ・埋立承認年月日 平成19年10月24日 横浜市港湾港指令第77号
- ・竣功通知 平成26年12月24日 国関整港管第96号及び97号

#### (5) 埋立しゅん功と土地確認等の告示 (別図)

##### ①平成10年2月市会

- ・土地の確認 平成10年2月19日 (確認面積: 787,095.09 m<sup>2</sup>)
- ・告示日 平成10年3月25日
- ・町の新設 平成10年4月1日

対象区域	面積	埋立しゅん功日	備考
第1ブロック(第1-1工区)	50.25ha	平成8年10月7日	
第3ブロック(第2-1工区)	28.46ha	平成9年11月10日	
合計	78.71ha		

##### ②平成11年9月市会

- ・土地の確認 平成11年9月22日 (確認面積: 6,999.95 m<sup>2</sup>)
- ・告示日 平成11年10月25日
- ・町区域への編入 平成11年11月1日

対象区域	面積	埋立しゅん功日	備考
第3ブロック(第2-2工区)	0.7ha	平成11年5月25日	

##### ③平成11年5月市会

- ・土地の確認 平成12年6月1日 (確認面積: 77,994.29 m<sup>2</sup>)
- ・告示日=町区域への編入 平成12年7月14日

対象区域	面積	埋立しゅん功日	備考
第1ブロック(第1-2工区)	7.80ha	平成12年3月6日	

##### ④平成13年5月市会

- ・土地の確認 平成13年6月19日 (確認面積: 14,433.68 m<sup>2</sup>)
- ・告示日=町区域への編入 平成13年7月13日

対象区域	面積	埋立しゅん功日	備考
第1ブロック(国施行区域)	1.44ha	平成13年1月31日	

##### ⑤平成24年9月市会

- ・土地の確認 平成24年9月19日 (確認面積: 187,589.65 m<sup>2</sup>)
- ・告示日=町区域への編入 平成24年10月15日

対象区域	面積	埋立しゅん功日	備考
第4ブロック(第3-1工区)	17.00ha	平成24年5月10日	
第4ブロック(第3-2工区)	0.49ha	平成24年5月10日	
第5ブロック(第4-1工区)	1.29ha	平成24年5月10日	
合計	18.78ha		

## ⑥平成 25 年 12 月市会

- ・土地の確認 平成 25 年 12 月 17 日（確認面積：46,379.92 m<sup>2</sup>）
- ・告示日=町区域への編入 平成 26 年 1 月 15 日

対象区域	面積	埋立しゅん功日	備考
第 4 ブロック（国施行区域）	0.77ha	平成 25 年 6 月 7 日	
第 4 ブロック（国施行区域）	3.87ha	平成 25 年 9 月 2 日	
合計	4.64ha		

## ⑦平成 27 年 5 月市会

- ・土地の確認 平成 27 年 5 月（確認面積：13,704.55 m<sup>2</sup>）
- ・告示日=町区域への編入 平成 27 年 7 月（予定）

対象区域	面積	埋立しゅん功日	備考
第 4 ブロック（国施行区域）	1.29ha	平成 26 年 12 月 24 日	
第 4 ブロック（国施行区域）	0.08ha	平成 26 年 12 月 24 日	
合計	1.37ha		

### 南本牧ふ頭区域 面積

- ・町区域編入済み(今回編入面積含む)：113.44ha
- ・今後編入予定面積：103.46ha
- ・合計：216.9ha

※港湾局の埋立地の関係では面積を ha で表し、市民局の土地の確認の関係では面積を m<sup>2</sup> で表します。(市域面積等は km<sup>2</sup>) 四捨五入する小数点の位置の関係で面積の表記に若干の差異が生じることがあります。

### 新たに生じた土地の確認後の面積

- ・今回新たに生じた土地：南本牧 7 番の 1 等地先公有水面埋立地 0.014 km<sup>2</sup>
- ・確認後の面積

#### ①市域面積 (km<sup>2</sup>)

確認前面積	増	確認后面積
435.211	0.014	435.225

#### ②区面積 (km<sup>2</sup>)

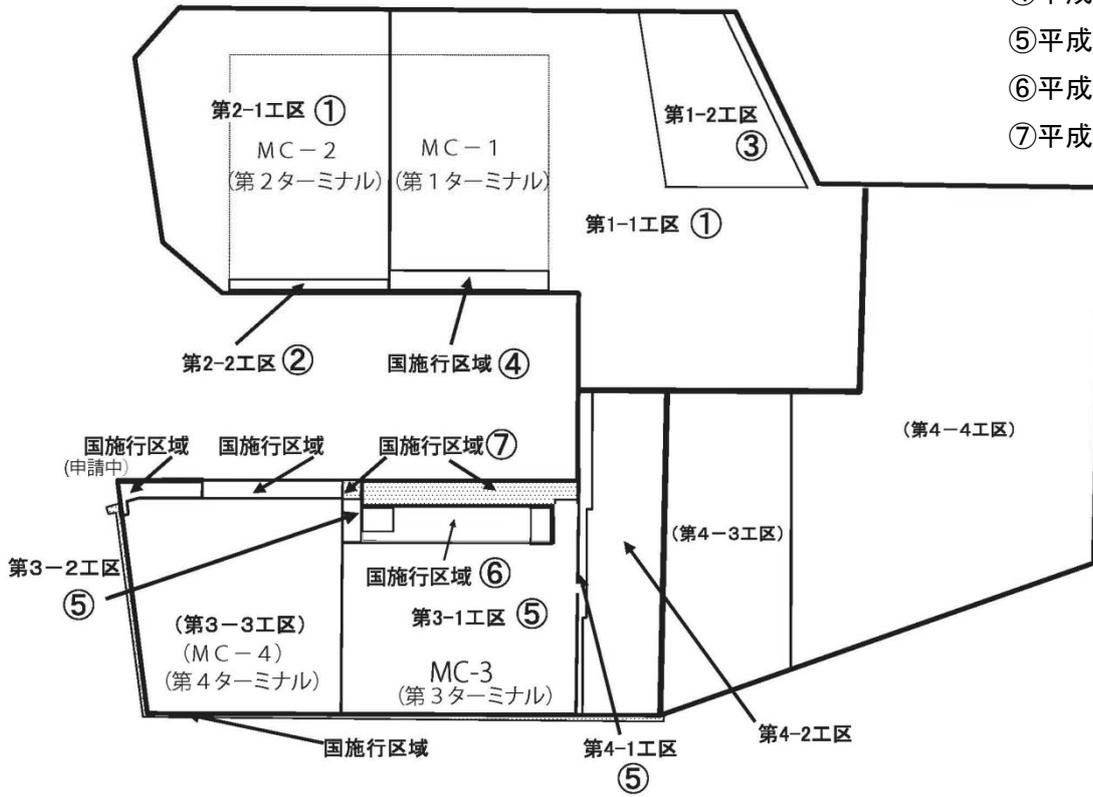
区	確認前面積	増	確認後の面積
中区	20.852	0.014	20.866

#### ③町別面積 (km<sup>2</sup>)

町名	確認前面積	増	確認後の面積
南本牧	1.120	0.014	1.134

埋立しゅん功 (別図)

- ①平成 10 年 2 月市会
- ②平成 11 年 9 月市会
- ③平成 12 年 5 月市会
- ④平成 13 年 5 月市会
- ⑤平成 24 年 9 月市会
- ⑥平成 25 年 12 月市会
- ⑦平成 27 年 5 月市会



南本牧ふ頭 (航空写真)

